サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第９条第１項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業に係る登録事項等の変更を届け出ます。

登録年月日				
登録番号				
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日	

備考

1．登録事業者が法人である場合には、代表者の氏名も記載すること。

2．氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができる。

附　則

1　この省令は、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年十月二十日）から施行する。

2　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令第一条第五号に規定する事業等を定める省令（平成二十一年厚生労働省・国土交通省令第二号）は、廃止する。

○国土交通省令第六十四号

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十三年政令第二百三十七号）の施行に伴い、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成十三年政令第二百五十号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月十二日

国土交通大臣　大畠　章宏

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章　総則（第一条）

第二章　高齢者居住安定確保計画（第二条）

第三章　地方公共団体等による高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給の促進等（第三条―第三十条）

第四章　終身建物賃貸借（第三十一条―第三十八条）

第五条　雑則（第三十九条・第四十条）

附則

第一条第三号中「都道府県知事」を「地方公共団体の長」に、「地方公共団体が整備及び管理を行う高齢者向けの優良な賃貸住宅に係る入居者及び同居する者の所得金額については、当該地方公共団体の長が認定した額とし、法第五十条の規定による地方公共団体の要請に基づいて独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）が整備及び管理を行う高齢者向けの優良な賃貸住宅に係る入居者及び同居する者の所得金額については、当該要請をした地方公共団体の長が認定した額とし、機構」を「独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）」に、「法第五十三条第一項各号」を「高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第四十九条第一項各号」に改める。

第二章及び第三章を削る。

第一条の二見出し中「第三条の二第三項第二号」を「第四条第三項」に改め、同条中「高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「法」という。）第三条の二第三項第二号」を「法第四条第三項」に改め、第一章の二中同条を第二条とする。

第一章の二を第二章とする。

第三十五条中「第四十九条第一項第一号」を「第四十五条第一項第一号」に改め、同条第一号中「床面積」を「床面積（共同住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。第十七条第一号及び第三十三条第一号において同じ。）」に、「共同利用の場合」を「居間、食堂、台所その他の住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合（以下「共同利用の場合」という。）」に改め、同条第二号中「台所等」を「台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室（以下「台所等」という。）」に、「同等以上の居住環境が確保される場合」を「共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合（以下「同等以上の居住環境が確保される場合」という。）」に改め、第四章中同条を第三条とする。

第三十六条中「第四十九条第一項第二号」を「第四十五条第一項第二号」に、「建物の改良」を「建物の改良（用途の変更を伴うものを含む。以下この条及び第十八条において同じ。）」に、「第四十八条」を「第十八条」に、「第六十二条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第十四条の二各号」を「次」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第四条とする。

一　床は、原則として段差のない構造のものであること。

二　住戸内の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。

$$\frac{R}{T} \geqq \frac{22}{21}$$

$55 \leqq T + 2R \leqq 65$

（T及びRは、それぞれ次の数値を表すものとする。以下同じ。

T　踏面の寸法（単位　センチメートル）

R　けあげの寸法（単位　センチメートル））

三　主たる共用の階段の各部の寸法は、次の各式に適合するものであること。

$T \geqq 24$

$55 \leqq T + 2R \leqq 65$

四　便所、浴室及び住戸内の階段には、手すりを設けること。

五　その他国土交通大臣の定める基準に適合すること。

第三十七条の見出し中「第四十九条第三号」を「第四十五条第一項第三号」に改め、同条中「第四十九条第一項第三号」を「第四十五条第一項第三号」に改め、同条第二号イ中「ない者」の下に「（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。以下同じ。）」を加え、同号ロ中「配偶者」の下に「（婚姻の届出をしていないが、事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む。以下同じ。）」を、「親族」の下に「（配偶者を除く。以下同じ。）」を加え、「第五十条」を「第四十六条」に、「公社」を「地方住宅供給公社（以下「公社」という。）」に改め、同条を第五条とする。